

「『日本再興戦略』改訂2014」施策の 実行状況（雇用・人材分野）

平成26年11月4日

内閣官房日本経済再生総合事務局

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
一. 日本産業再興プラン			
2. 雇用制度改革・人材力の強化			
2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現			
失業なき労働移動の実現	労働移動支援助成金の抜本的拡充等	雇用調整助成金から労働移動支援助成金へ資金をシフトさせ、来年度までに、その予算規模を逆転させる。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度補正予算・平成26年度予算において助成措置の拡充を行った。 平成27年度概算要求において、受入れ企業に対する助成措置の拡充等を図るとともに、雇用調整助成金との予算規模を逆転させる予算要求を行った。
働き方改革の実現	働き過ぎ防止のための取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 法違反の疑いのある企業等に対する監督指導の徹底等 長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働削減推進本部を設置し、過重労働等の撲滅に向けた取組や「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの強化を実施。 具体的には、11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働削減の徹底に向けた重点監督等を実施。 来年度に向け、労働基準監督官の増員を要求。 長時間労働抑制策等について、労働政策審議会において検討中。
	時間ではなく成果で評価される制度への改革	労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 次期通常国会への法案の提出に向け、労働時間法制の見直しについて、労働政策審議会で検討中。 7月7日、同審議会労働条件分科会において検討を要請。
	裁量労働制の新たな枠組みの構築	労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。	次期通常国会への法案の提出に向け、労働時間法制の見直しについて、労働政策審議会で検討中。
	フレックスタイム制の見直し	労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。	次期通常国会への法案の提出に向け、労働時間法制の見直しについて、労働政策審議会で検討中。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
働き方改革の実現	職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大	7月までに「雇用管理上の留意点」を取りまとめ「導入モデル」として公表。本年中に、労働契約法の解釈を通知し周知。	7月30日に「雇用管理上の留意点」を取りまとめるとともに、労働契約法の解釈について通知。現在、好事例の収集等を行っており、労働契約法の解釈を含む「雇用管理上の留意点」とあわせて、積極的な情報発信を実施予定。
	持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備	8月中に各都道府県地方最低賃金審議会において、平成26年度の地域別最低賃金の改定額を答申、10月中旬に順次発効。	平成26年度地域別最低賃金については、全国加重平均で16円の引上げ。改定額の全国加重平均は780円となった。最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業として、38.4億円を概算要求。
予見可能性の高い紛争解決システムの構築	「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析	本年度中に、「あっせん」、「労働審判」、裁判所における「和解」事例の分析を行い、来年6月までに活用可能なツールを整備	「あっせん」、「労働審判」、裁判所における「和解」事例について調査を実施中。
	透明で客観的な労働紛争解決システムの構築	本年度中に、「あっせん」等事例の分析とともに諸外国の判決による金銭救済ができる仕組み等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、2015年中に幅広く検討	諸外国の関係制度・運用に関する調査研究を実施中。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現	ジョブ・カードの抜本的見直し(ジョブ・カードから「キャリア・パスポート(仮称)」へ)	今年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直すとともに、普及浸透のための方策について、検討・結論	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」を設置。見直し案等について年度内のとりまとめを目指し検討中。 ・9月に「ジョブ・カード制度推進会議」を設置。見直し後のジョブ・カード制度の普及・促進方策等について年度内のとりまとめを目指し検討中。
	能力評価制度の見直し	今年度中に職業能力開発促進法を含む政策全体の在り方について検討を進め、労働政策審議会において早期に結論を得て、必要な法的措置を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・9月30日に「職業能力開発の今後の在り方に関する研究会」報告書を公表。本報告書を踏まえ、同日から労働政策審議会にて検討を開始。
	キャリア・コンサルティングの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本年夏までに「キャリア・コンサルタント養成計画」を策定。 ・本年8月までにキャリア・コンサルタント活用時のインセンティブ付与等について検討・結論 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月30日付けで「キャリア・コンサルタント養成計画」を策定。 ・キャリア・コンサルタント活用時のインセンティブ付与を盛り込んだ助成制度について概算要求。
	官民協働による外部労働市場のマッチング機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと地方自治体との連携強化を全国的に進展させるためのベストプラクティスの整理、普及を継続していく。 ・今年度下半期より、優良な民間事業者の認定を実施する。 ・今年度中にハローワークごとのパフォーマンスや職員の業績評価についての方策の検討を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体とハローワークの共同事業の好事例を収集し公表を行った。(平成26年8月) ・優良な民間事業者の認定に向けて準備中である。 ・平成27年度からのハローワークごとのパフォーマンスや職員の業績評価についての方策を検討中である。
	産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より、産学官による地域レベルのコンソーシアムを構築し、就職可能性をより高める職業訓練コースの開発・検証を開始(2019年までに全国展開) ・今年度中に、職業訓練サービスガイドライン研修を全国で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・10都道府県で職業訓練コースの開発・検証を実施中。 ・9月末時点で12都道府県で職業訓練サービスガイドライン研修を実施。年度内には全国の都道府県で実施予定。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用			
女性の活躍推進	「放課後子ども総合プラン」の策定等	「放課後子ども総合プラン」を年央に策定するとともに、地方自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・7月31日、「放課後子ども総合プラン」を策定し、文部科学省と厚生労働省連名で地方自治体に通知を发出済み。 ・本年秋に、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を定め、年度内に地方自治体に計画の策定を求める予定。
	保育士確保対策の着実な実施	年内を目途に「保育士確保プラン」を策定	国全体の目標確保数とスケジュールを明らかにした「保育士確保プラン」を年内を目途に策定するため、現在、市町村が実施した住民の保育ニーズ調査を都道府県で取りまとめ中。
	子育て支援員(仮称)の創設	子ども・子育て支援新制度の施行(来年4月予定)に合わせて「子育て支援員(仮称)研修制度」を創設	8月4日、「子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会」を立ち上げ。当該制度に関する実施要綱を年内にまとめるための検討を開始。
	安価で安心な家事支援サービスの実現	利用者負担が低い、安心なサービスが供給される仕組みを構築するため、主要事業者等で構成される推進協議会を設置し、年度内に具体策を検討し、一定の結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要事業者等から構成される「家事支援サービス推進協議会」(座長: 水流聡子東京大学工学系研究科特任教授)を設置。 ・第1回を7月9日、第2回を10月10日に開催。第3回を1月下旬に開催し、とりまとめ予定。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築	国会への法案提出	<ul style="list-style-type: none"> ・10月17日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を閣議決定し、第187回国会に提出。 ・すべての女性が輝くための政策パッケージについては、10月10日にすべての女性が輝く社会づくり本部決定済み。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策を逐次実施 ・改正次世代育成支援対策推進法に基づき、省令・指針を改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月23日、有価証券報告書等に女性の役員比率等の記載を義務付ける「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布。次の株主総会シーズン以降、開示される。 ・コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、企業における役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、各金融商品取引所へ要請の予定。 ・「女性の活躍『見える化』サイト」について、平成26年度は、全上場企業を対象に新規登録や情報の更新を働きかけるなどにより、掲載情報の充実等を図る。 ・なでしこ銘柄については、選定基準検討委員会、選定基準説明会を実施。ダイバーシティ経営企業100選については8月20日に公募終了、現在審査中。 ・9月24日に労働政策審議会雇用均等分科会で行われた答申を踏まえ、改正次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準、特例認定基準、行動計画策定指針について、11月中を目途に策定予定。 ・長時間労働の抑制等のため、「朝型」の働き方等の好事例の収集を行うとともに、次期通常国会への法案の提出に向け、フレックスタイム制等の労働時間法制の見直しについて、労働政策審議会で検討中。 ・多様で柔軟な働き方が可能となるテレワークモデルを確立するため、外部有識者等から成る検討委員会でテレワークの類型モデルについて検討し、提示された類型に基づき、現在実証に向けた取組を総務省と厚生労働省が連携して実施中。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	国家公務員における女性職員採用・登用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・今年末を目途に各府省等ごとに国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画を策定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月27日に全府省事務次官級から成る「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」及び全府省人事担当課長級から成る「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会」を設置。 ・同協議会及び幹事会の下、有識者・民間企業、各府省及び女性・若手職員ヒアリングを実施。 ・上記ヒアリングの結果等を踏まえ、10月17日に同協議会において「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を決定。
	「女性活躍応援プラン（仮称）」等の実施	年末にプランを策定・公表、平成27年3月に専用サイトを開設	<ul style="list-style-type: none"> ・8月5日、「女性のチャレンジ応援プラン推進会議」を開催。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	キャリア教育の推進、女性研究者・女性技術者等の支援等	来年度4月より関連施策の実施を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・8月末に、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進や、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上等を目的とする施策に係る予算を要求。 ・また、JICAボランティアを活用した女性のキャリアアップ推進を目的とする施策についても予算を要求。
	働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当への見直し	関係大臣等において、総合的に具体的取組の検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・10月21日、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、総理より関係大臣に対して、総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示。人事院に対しても検討を要請。 ・税制については、政府税制調査会において引き続き検討中。社会保障制度については、社会保障制度審議会年金部会等において引き続き検討中。
若者・高齢者等の活躍推進	未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進	年度内に検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。	9月17日、労働政策審議会において若者の雇用・育成のための総合的対策に係る検討を開始した。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
若者・高齢者等の活躍推進	生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍促進	必要な施策を逐次実施	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から高齢者の継続雇用に取り組む中小企業への職域開発等の支援を実施している。 ・今年度から高齢者の多様な働き方を推進するためのモデル的な取組を実施している。 ・来年度から上記取組の普及を図り、また、65歳以上の雇用対策に重点を置いた「シニア活躍応援プラン」を推進していく。
	人材不足分野における人材確保・育成対策の総合的な推進	雇用管理改善、マッチング対策、人材育成等の必要な各種施策を順次実施していく。	雇用管理改善、マッチング対策、人材育成等の必要な施策を実施しているところであり、更なる施策の推進に必要な施策を平成27年度概算要求に盛り込んだ。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
緊急かつ時限的措置	建設及び造船分野における外国人材の活用	2015年度初頭から本制度を活用した外国人材の受入れを開始する	<p>【建設分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設分野における外国人材の活用については、平成26年8月13日に具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」を公示済み。 ・平成27年4月1日から外国人建設就労者の受入れを開始予定。 <p>【造船分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造船分野における外国人材の活用については、実施の具体的な内容を定める告示について、関係省庁の協力を得ながら策定作業中。 ・平成27年4月1日から外国人造船就労者の受入れを開始予定。
高度外国人材受入環境の整備	留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援	年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学やJETRO等と連携しつつ、留学生と留学生の採用に積極的な企業等のマッチング機能の充実に向け、年度内を目途に準備を進め、平成27年度から実施予定。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
高度外国人材受入環境の整備	外国人研究者の受入れ拡大	年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人若手研究者の招へいによる我が国の学術研究の国際化の推進、研究者の長期間の相互派遣による、海外のトップクラスの研究機関との特定の研究領域での強固なネットワークの構築、先端科学技術を世界へ発信することで優れた外国人研究者の受入れを推進する「Research in Japan」キャンペーンの展開や、国内外の優秀な研究者が「そこで研究したい」と集う魅力的な場をソフト・ハード両面から整備すること等により、国際的なネットワークを強化する施策について更に推進予定。
	高度人材ポイント制の効果的周知、手続き等の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月に認定要件を緩和後、高度人材ポイント制のウェブサイト掲載や関係機関へのリーフレット配布のほか、企業・大学等の各種機会に職員を派遣して広報を実施。また、各在外公館HPからポイント制のウェブサイトを参照できるよう随時HPを改修予定。 ・また、平成27年4月には在留資格「高度専門職」が新設される予定。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
高度外国人材受入環境の整備	その他(JETプログラム終了者の国内での活躍促進等)	年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・JETプログラムの充実に加え、その終了者の就職を促進するため、経済団体などとの協力体制を構築し、グローバル人材を求める企業・団体とJETプログラム終了予定者とのマッチング機会を拡充予定。
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	管理監督体制の抜本的強化	年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督体制の強化に向け、新たな法律に基づき設置する制度管理運用機関(※)については、8月に、来年度の立上げに向けた概算要求を行うとともに、法人形態について関係省庁と調整中。 ※監理団体の許可、監理団体等への指導・監督及び人権を侵害された技能実習生の保護等の業務を予定。 ・11月には、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を設置し、技能実習制度の見直しに係る検討状況等について、広く各界の意見を募るとともに、集中的な議論を行うこととしている(12月中に取りまとめ予定)。 ・今後、平成27年通常国会に関連法案を提出するべく引き続き関係省庁と検討・調整を行う。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	対象職種の拡大(介護分野における受入れの関係整理を含む)	(対象職種の追加) 随時	<p>【職種追加の進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号移行対象職種の追加に係る業界団体等のニーズを把握するため、8月から9月にかけて業所管官庁に照会を行った。これを踏まえ、職種追加に向けて、関係省庁及び業界団体と調整している。 ・このほか、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当な職種・作業について、関係省庁及び業界団体との調整を行い、随時対象職種に追加していく予定。 <p>【職種追加に係る現行制度の弾力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、年内を目途に「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」についても対象職種への追加が可能となる措置を講ずるとともに、多能工化のニーズに対応した措置も講じる予定。
		(介護分野) 年内を目途に検討し、結論を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、従業者など関係者による議論を行う場として、10月30日に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を設置し、検討を進めている。また、関係省庁との間で検討・調整を図っているところ。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	実習期間の延長(3年→5年)	2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間の延長については、管理監督体制の抜本的強化とともに行うこととなっており、11月に開催予定の法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。 ・今後、平成27年通常国会に関連法案を提出するべく引き続き関係省庁と検討・調整を行う。
	受入れ枠の拡大	2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ枠の拡大については、管理監督体制の抜本的強化とともに行うこととなっており、11月に開催予定の法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。 ・今後、関連法案の作業状況を踏まえて、関係省庁と所要の法令整備について検討・調整を行う。
持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討	製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ	年度内に具体的な制度設計を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における海外子会社等従業員が新製品開発等特定の専門技術の修得に当たり、当該企業グループ内での短期間転勤をする場合における国内受入れを柔軟に認める要件等の詳細設計について関係省庁と検討を進めている。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
<p>持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討</p>	<p>女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用</p>	<p>検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする出入国管理及び難民認定法の特例を盛り込んだ国家戦略特別区域法改正案を今国会に提出。
	<p>介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等</p>	<p>年内を目途に制度設計等を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した外国人について、引き続き国内で就労できるよう、在留資格の拡充を含めた制度設計を行っている。 ・引き続き、第6次出入国管理政策懇談会等における議論も踏まえ、関係省庁と検討を進めていく予定。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
2-3. 大学改革/グローバル化に対応する人材力の強化			
大学改革／グローバル化等に対応する人材力の強化	グローバル化等に対応する人材力の育成強化	<p>(初等中等教育における英語教育の在り方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂を2016年度に行うことを目指し、指導体制の強化、外部人材の活用促進など、初等中等教育段階における英語教育の在り方について検討を行い、本年秋を目途に取りまとめる。 <p>(スーパーグローバル大学・優秀な外国人留学生の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年度秋までに「スーパーグローバル大学」の採択校決定 <p>(ジョイント・ディグリー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年中に、日本の大学と外国の大学が共同で教育プログラムを構築するための所要の制度改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年9月、有識者会議において、小・中・高の英語教育の充実・強化や外部の資格・検定試験の活用等に関する報告書を取りまとめた。今後、中央教育審議会に議論を引き継ぎ、教育課程や教員養成に関する全体的な議論の中で検討予定。 ・「スーパーグローバル大学創成支援」について、採択校37大学を決定、2014年10月1日から事業開始。 ・今後の外国人留学生の住環境支援の在り方について、「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」において議論し、2014年7月31日に報告書を取りまとめ。 ・我が国の大学と外国大学とのジョイント・ディグリーを可能とするための大学設置基準等の改正について、2014年6月に大学分科会で諮問・答申後、パブリックコメントを実施。 ・近日中に関係省令等を公布・施行予定。